

令和6年度豊後大野市社会福祉法人指導監査実施要領

1 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査（以下「監査」という。）は、関係法令及び厚生労働省通知等による法人の運営、事業経営等に係る監査事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言及び指導を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

2 監査項目

本年度の監査項目は、厚生労働省の社会福祉法人指導監査実施要綱等に基づき、別紙事項とする。

3 重点事項

本年度の監査重点事項は、2に掲げた監査項目のうち、改正後社会福祉法に基づく運営体制が確保されているかを確認することを主眼として、次の事項とする。

(1) 事業運営の透明性の向上

- ア 法令に従い、定款の備え置き・公表がされているか。
- イ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬が法令の定めるところにより定められているか。
- ウ 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続きにより定め、公表しているか。
- エ 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。
- オ 役員及び評議員の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。
- カ 法令に定める情報の公表を行っているか。

(2) 評議員・評議員会に関して

- ア 法律の要件を満たす者が適正な手順により選任されているか。
- イ 評議員となることができない者又は適当でない者が選任されていないか。
- ウ 評議員会の招集が適正に行われているか。
- エ 評議員会の決議は適正に行われているか。
- オ 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。

(3) 理事に関して

- ア 法に規定された員数が定数に定められ、その定数に定める員数を満たす選任がされているか。
- イ 理事は法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されているか。
- ウ 理事となることができない者又は適切でない者が選任されていないか。
- エ 理事として含まれていなければならない者が選任されているか。
- オ 理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。

(4) 監事に関して

- ア 法に規定された員数が定数に定められ、その定数に定める員数を満たす選任がされているか。
- イ 法令及び定款に定める手順により選任又は解任されているか。

ウ 監事となることができない者が選任されていないか。

エ 法に定める者が含まれているか。

(5) 前年度の指導事項の改善状況の確認

4 監査の実施方法等

(1) 実施回数

ア 一般監査は、実地において行うものとし、以下のいずれも満たす法人については、3年に1回とする。

(ア) 法人の運営について、関係法令・通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められない。

(イ) 当該法人が、経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準・運営費並びに報酬の請求等に大きな問題が認められない。

なお、法人に対する一般監査と施設又は事業（以下「施設等」という。）に対する監査（以下「施設監査」という。）との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが所轄庁及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、所轄庁の判断により、監査の実施の周期を3箇年に1回を超えない範囲で設定することができる。ただし、その場合には、法人の理解と協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

イ アにかかわらず、アの(ア)及び(イ)に掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると豊後大野市が判断するときは、一般監査の周期を、次の各号に掲げる周期まで延長することができる。

(ア) 法第36条第2項及び第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5箇年に1回

(イ) 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定により会計監査人による監査に順ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5箇年に1回

(ウ) 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4箇年に1回

ウ アにかかわらず、アの(ア)及び(イ)に掲げる事項について問題が認められない法人の

うちイに掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合には、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると豊後大野市が判断するときは、一般監査の実施の周期を4箇年に1回まで延長することができる。

(イ) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営組織のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又は ISO9001 の認証取得施設を有していること。

(ロ) 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受け入れ又は介護相談員の受け入れに加え、ボランティアの受け入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。

(ハ) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

エ 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて特別監査を実施する等適切に対応する。

(2) 監査の通知

監査の実施に当たっては、原則として、当該法人に対して実施日の1か月前までに通知するものとし、併せて実施日の2週間前までに指導監査資料の提出を求めるものとする。

(3) 監査班の編成

当該法人の担当部署となる課の課長、監査担当職員及び必要に応じて関係事業課職員をもって編成し、編成された班には、その都度班長を置く。

(4) 監査結果の処置

ア 監査結果の講評については、当該法人の理事長及び監事並びに関係者の出席を求めて行う。

イ 監査結果における重要事項については、速やかに当該法人の担当部署となる課の課長及び関係事業課の課長に口頭報告を行う。

ウ 改善措置を必要とする事項については、その内容及び具体的改善方法等を文書により当該法人の理事長に速やかに通知し、期限（約1か月）を付して、その改善結果を求める。

5 確認調査

改善結果等については、関係書類等に基づき確実に点検するとともに、必要に応じて改善状況の確認調査を行う。